

# 長沼町内会規約

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条（名 称）

本会は、長沼町内会と称し、事務所を会長宅に置く。

### 第 2 条（区 域）

本会の区域は、横浜市栄区长沼町の290-1番地・555番地を除く全域と横浜市栄区飯島町の1,339番地・1,343番地を含むものとする。

### 第 3 条（目 的）

本会は、会員相互の親睦を深め町内の発展向上を図り明るく豊かな市民生活を営むことを目的とする。

- (1) 町内の自治発展のため融和・親睦を図る。
- (2) 共存共栄のため防犯、防火、環境保全を改善し、明るく住みよい町づくりの実施。
- (3) 健康の増進、福祉の向上の実施。
- (4) 青少年の善導に協力。
- (5) 町内会館の維持管理と運営。
- (6) その他、役員会に於いて必要と認めた事項。

## 第 2 章 組 織

### 第 4 条（会の構成）

- 1、会は会員をもって構成する。
- 2、本会は区域に居住する者を会員とし、正当な理由がなければ加入を拒むことはできない。また、脱会は自由とする。

### 第 5 条（会員の権利と義務）

- 1、会員はすべて平等の権利と義務を有する。ただし、会費負担の義務は、世帯主である会員に帰属するものとする。
- 2、会員は等しく会の諸事業の正常な運営に協力する責任を負うとともに、それによる利益を受ける。
- 3、会員はこの規約及び会が決議した事項を尊重し、かつ、これに従わなければならない。
- 4、会員は別に定める会費を納入しなければならない。  
金額及び納入方法は細則に定める。

### 第 6 条（組 織）

本会には次の部を設け、部長及び部員を置く。

#### 1、総 務 部

町内会館の管理運営及び会議議題の作成、盆踊り、獅子舞等の企画。

- 2、広 報 部  
回覧書類の作成及び広報、その記録に関する事項。
- 3、防 災 対 策 部  
地域防災拠点の運営、防災訓練の計画実施、防犯灯の管理。
- 4、保 健 衛 生 部  
環境衛生及び保健衛生の保全、改善指導。
- 5、福 利 厚 生 部  
福祉、厚生に関する事項並びに訃報の告知。
- 6、体 育 青 少 年 部  
運動会の企画実践及び各種スポーツの育成、体力の向上に関する事項及び青少年の各種行事の企画実践及び指導に関する事項。
- 7、交 通 部  
交通安全に関する事項の推進、指導。

#### 第 7 条（附属機関）

本会には附属機関として次の会を置く。

- 1、(1) 子 供 会  
(2) 老 人 会  
(3) 婦 人 会  
(4) 消 防 班  
(5) 家庭防災員
- 2、組織、運営等はそれぞれの会があたり、各代表者は町内の理事をかねる。

### 第 3 章 役 員

#### 第 8 条（役 員）

本会には次の役員並びに組長を置く。

- |         |        |
|---------|--------|
| 1、会 長   | 1 名    |
| 2、副 会 長 | 若 干 名  |
| 3、会 計   | 1 名    |
| 4、副 会 計 | 1 名    |
| 5、会計監査  | 2 名    |
| 6、理 事   | 若 干 名  |
| 7、相 談 役 | 若 干 名  |
| 8、組 長   | 各組 1 名 |

#### 第 9 条（任 期）

- 1、役員任期は2ケ年とする。但し、組長の任期は1ケ年とする。
- 2、役員及び組長に欠員を生じた場合は選出規定により選出する。但し、任期は前任者の残存期間とする。

#### 第 10 条（役員及び組長の選出方法）

- 1、会長、副会長の選出方法は役員選考委員会を設置して（構成は理事5名及び附属機関の長をもって組織する）選考し、総会の承認を受ける。但し、再選を妨げない。
- 2、会計、会計監査、各部長、理事の選出方法は会長、副会長で選考し総会の承認をうける。
- 3、組長の選出方法は輪番制とし、各組から1名を選出する。

#### 第11条（相談役）

相談役は前任役員の中から推薦し総会の承認をうける。但し再選を妨げない。

#### 第12条（役員 of 解任）

役員で規約に違反、又は本会の対面を汚す行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

#### 第13条（任 務）

役員 of 任務は次の通りとする。

- 1、会長は本会を代表し、会務を掌握し、総会、組長会議、役員会 of 決定に基づき処理する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長都合 of あるときは代理を務める。
- 3、会計は金銭 of 収支を正確に記録し、定期総会に決算報告する。
- 4、会計監査は会計を監査する。
- 5、理事は重要事項を審議し、担当する組を掌握し指導する。
- 6、副会長、理事は第6条第7条 of 各部各会を担当する。
- 7、相談役は会務を円滑に運営するための、会運営 of 相談にあたる。
- 8、組長はその組 of 会員を代表する。

## 第4章 会 計

#### 第14条（会 of 経費）

本会 of 経費は、会費、寄付金、利息及びその他をもつてあてる。

#### 第15条（会 費）

- 1、本会会員は総会に於いて定めた会費を負担する。
- 2、会費 of 額は細則による。
- 3、（2ヶ月、半年、1年分）単位で前納する。但し、期 of 途中から加入した会員については、月割で計算し、加入時に納入する。

#### 第16条（会費 of 徴収）

組長は会費を徴収し担当役員に納入する、担当役員は会計に納入する。

#### 第17条（会費 of 額）

会費 of 額は、財務状況、社会水準を勘案して役員会 with 立案し、総会 with 承認を得て決定する。

#### 第18条（会計 of 年度）

本会 of 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日にて終了する。

## 第 5 章 会 議

### 第 19 条 (会議の種類)

会の機関として次の会議をおく。

- 1、総 会
- 2、役員会
- 3、組長会議

## 第 6 章 総 会

### 第 20 条 (総 会)

総会は会の最高決議機関であり、会員によって構成する、また定期総会は毎年 1 回 4 月に会長が招集する。

- 1、重要な規約の変更、財産及び解散等の事項以外については、会員の議決権は 1 世帯 1 票とする。
- 2、臨時総会は次の場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めた時。
  - (2) 議決権を有する会員（1 世帯 1 名）の 3 分の 1 以上が会議の目的たる事項及び招集の理由を記した書面を会長に提出して、総会の招集を請求した場合。
  - (3) 会計監査から開催の請求があった時。
  - (4) (2)(3)の場合、3 週間以内に総会を招集しなければならない。
- 3、総会を招集する時は、会議の目的たる事項及び其の内容並びに日時場所を示して、開催の 10 日前までに、文書をもって通知しなければならない。
- 4、総会の議長は、出席者から選出する。
- 5、総会は次の事項を審議決定する。
  - (1) 予算編成並びに決算報告に関すること。
  - (2) 役員を選出に関すること。
  - (3) 規約に関すること。
  - (4) 事業計画並びに事業報告に関すること。
  - (5) 会費、維持管理費の追加徴収等に関すること。
  - (6) 重要な資産の処分並びに取得に関すること。
  - (7) その他会の運営に関する重要な事項。
- 6、総会の開催は、委任状を含め議決権を有する会員（1 世帯 1 名）の 2 分の 1 以上の参加をもって成立する。
- 7、総会の決議は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。但し、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 8、総会の議事については、議事録を作成する。

議事録は、予め指名した議事録作成者が作成し、議事の経過及び結果を記載し、会長及び作成者が署名捺印しなければならない。

## 第 2 1 条 (役員会)

- 1、役員会は、役員をもって組織し、重要な業務について審議する。
  - (1) 総会の決議、あるいは委任された事項の執行に関する事。
  - (2) 総会に付議すべき事項。
  - (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。
- 2、役員会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。
- 3、議長は会長または会長が任命した副会長があたる。
- 4、役員 4 名以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から 10 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 5、役員会は役員の 3 分の 2 以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 6、役員会の議事は議事録を作成する。

## 第 2 2 条 (組長会議)

- 1、組長会議は役員及び組長をもって構成する。
- 2、議長に会長または会長が任命した副会長があたる。
- 3、組長会議は、毎月第 1 日曜日に開催する。ただし、第 1 日曜日が月の 1 日に当たる場合は、第 2 日曜日に開催する。
- 4、組長会議は、総会、役員会の決定事項の徹底等を行なう。
  - (1) 連合町内会、近隣町内会からの連絡、情報連絡。
  - (2) 各組における話題、問題点などの情報交換、意見交換。
  - (3) 各組からの役員会への提言の場として運営。
  - (4) 行政からの指導、伝達事項の連絡。
  - (5) その他必要とする事項の伝達、依頼。

## 第 2 3 条 (会議の開催場所)

総会、役員会、組長会議は原則として長沼町内会館に於いて開催するものとする。

## 第 7 章 資産及び会計

### 第 2 4 条 (資産の構成)

会の資産は次の各号に掲げるもので構成する。

- 1、別に備える資産目録記載の資産
- 2、会費、寄付金
- 3、資産から生いずる果実
- 4、その他 収入

#### 第25条（資産の管理）

会長は、会の資産を管理し、次の各項に定める帳簿を作成し、第20条第7号の議事録と共に10年間保管しなければならない。

- 1、会員台帳
- 2、維持管理費・会費別会計帳簿
- 3、固定資産台帳
- 4、什器備品台帳

#### 第26条（資産の処分）

会の資産で第24条第1号に掲げるものを処分し、あるいは担保に供する時は総会に出席した会員の4分の3以上の議決を要する。

#### 第27条（解散）

- 1、会を解散する時は、総会に出席した会員の4分の3以上の議決を有する。
- 2、残余財産は（議決権を有する）会員に平等に帰属する。

#### 第28条（細則の制定）

- 1、会の運営に関する細則は別に定める。
- 2、細則の制定、改廃は特段の定めのない限り、役員会の議決によるものとする。

#### 第29条（規約の制定）

この規約は、総会において議決権を有する会員の過半数の賛同を得、かつ横浜市栄区長の認可を受けなければ変更することができない。

#### 附 則

本規約は平成16年4月18日改正施行する。

本規約は平成17年4月17日一部改正施行する。

## 細 則

### 第 1 条（総 則）

- 1、会の運営は、規約に定めるもののほかは本細則による。
- 2、この制定及び変更は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 第 2 条（会員及び会費）

- 1、会員は、総会において定めた会費を納入しなければならない。  
会費は1世帯月額400円とする、（但し、賃借住宅に居住する世帯は月額300円とする）
- 2、会費は原則として半年分を前納しなければならない。  
但し、事情により2ヶ月ごとに前納することができる。
- 3、年度の途中で入会した場合は会費を月割りとすることができる。
- 4、既納の会費は、退会時申しでがある場合はこれを月割で返却する。
- 5、会費を1年以上滞納した場合は、役員会でその取り扱いを決める。
- 6、賛助会員の会費は年額7,200円とする。納入方法は原則として一括納入とする。但し、事情により半年ごとに納入することができる。

第 3 条 会の運営に特に必要と認められた場合には、総会の承認を得て会員に特別会費を課すことができる。

第 4 条 会費は、本会の目的を達成する為の諸事業を運営する経費にあてる。

第 5 条 本会は、次により慶弔金を贈呈する。

- 1、会員死亡の場合 金5,000円
- 2、その他の場合は役員会で決める

第 6 条 退任役員、組長には記念品を贈呈することができる。

